平成２３年（フ）第７２号
熊本県球磨郡あさぎり町深田東641番地
債務者　橋口　智弘
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第７３号
熊本県球磨郡あさぎり町深田東3092番地３
債務者　橋口　真也
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１８０号
滋賀県彦根市東沼波町1219番地19
破産者　株式会社メイプランニング
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２６９号
滋賀県東近江市鋳物師町962番地
破産者　株式会社アクセスジャパン
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２９５号
滋賀県蒲生郡日野町村井１丁目12番地
破産者　有限会社ダイナシステム
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第５６２６号
東京都港区芝大門１－４－７　1001号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区新橋３丁目25番21号
破産者　株式会社Ｄ．Ｆ．Ｃ．
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９５２号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２－１―904
破産者　久保　和克（旧姓藤本）
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９７６号
神奈川県横浜市港北区新吉田町6104番地１
破産者　株式会社ケイ・ケイ・エス
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９７７号
神奈川県横浜市港北区篠原西町31―25―109
破産者　桑原　伸吉
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９７８号
神奈川県横浜市都筑区勝田町1245―202
破産者　桑原　三枝
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０１４号
千葉県船橋市栄町２丁目15番３号
破産者　有限会社駒形スチール
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５３３号
東京都調布市深大寺元町１丁目11番地１
破産者　丸尚水産有限会社
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５３４号
東京都葛飾区細田３丁目２―11
破産者　澤　　克哉
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２４６号
埼玉県吉川市中野330番地１
破産者　株式会社サンプラントエンジニアリング
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２４７号
埼玉県吉川市中野330―１
破産者　永山　浩司
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４１７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前187―20
破産者　清藤　陽子
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７７２号
東京都昭島市武蔵野２丁目９―30―801
破産者　加藤　正一
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４３６号
東京都台東区浅草５丁目６番10号
破産者　有限会社アクティブ
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４３７号
東京都台東区浅草５丁目６―10　ムラヤマハイツ３―201
破産者　山田　勝己
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６７３号
東京都墨田区京島３丁目44―14
破産者　村松　栄子
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９５２号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井字宮前143番地３
破産者　株式会社友伸
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部